

屋久島電気自動車普及啓発事業業務委託 企画提案募集要項

1 事業の目的

CO₂が発生しない水力発電による電気を用いて電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下、「電気自動車等」という。）を走らせることは、CO₂の排出を抑えられることから、脱炭素社会の先進的な地域づくりを目指す「屋久島CO₂フリーの島づくり」の推進として、電気自動車等の普及を図ることが効果的である。

また、近年の大雨、超大型台風などの増加に伴い、屋久島でも災害時に送電網が損壊した場合の電力供給問題が課題となっている。電気自動車等は車種によっては100V電源コンセントを備え、そのまま電源として使用できるものがあり、災害時の給電設備としての電気自動車等の活用法が注目されている。

そこで、最新の電気自動車等の情報や、災害時の活用方法を含むメリットをPRする形で普及推進を図り、モデル性の高い取組として、その他の「屋久島CO₂フリーの島づくり」の取組とともに、積極的な情報発信を行う。

2 業務委託の内容

(1) 委託業務の内容

屋久島電気自動車普及啓発事業業務委託仕様書（案）のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月19日（水）まで

(3) 委託料

業務を行うために必要な全ての経費とし、1,060千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 応募参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力

団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

4 応募書類の提出について

(1) 企画提案書類の提出

企画提案に参加する者は、次により提案審査書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和6年8月7日（水）午後5時（必着）
② 提出方法	持参もしくは郵送 ただし、郵送は簡易書留等配達記録が可能な手段のみとする。
③ 提出先	鹿児島県環境林務部環境林務課地球温暖化対策室 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号鹿児島県庁行政庁舎13階 電話：099-286-2586 FAX：099-286-5539 E-mail：epchikyu@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	ア 参加申込書（様式1） イ 参加資格確認申請書（様式2） ウ 企画提案応募申込書（様式3） エ 法人等調書（様式4） オ 誓約書・役員等名簿（様式5） カ 業務実績調書（様式6） キ 企画提案書（任意様式） 事業実施計画（電気自動車体験会やPR冊子、パネルの企画提案等）を示すこと ク 実施体制（任意様式） 当業務を実施するに当たっての人的体制（責任者及び担当者の氏名、役職、経験年数、業務分担内容等）を示すこと。 ケ 経費積算書（任意様式） 経費の総額及び内訳がわかるものとする。こと。
⑤ 提出部数	各6部（うち5部は写し可）

(2) その他

- ① 提出された企画提案書は、返却しない。
- ② 企画提案書は、実施団体の選定等に必要範囲において複製することがある。
- ③ 企画提案書の著作権は、応募団体に帰属する。
- ④ 採用された企画提案書の使用権は、鹿児島県に帰属する。
- ⑤ 企画提案書の作成に要する経費は、応募団体の負担となる。

- ⑥ 提出後における企画提案書類の撤回，内容の修正又は再提出は認めない。

5 スケジュール（予定）

募集期間	～ 8月7日（水）
応募書類の提出期限	令和6年8月7日（水）午後5時（必着）
選考結果通知	令和6年8月中旬
県及び採択団体の打合せ	令和6年8月中旬～下旬
委託契約締結	令和6年8月下旬
事業実施	委託契約日～令和7年3月19日（水）

6 委託予定事業者の選定

- (1) 審査・選考方法
書類審査により，選考・決定する。
- (2) 提案内容等の確認
審査の過程で，提案内容等に不明な点があれば，電話等で確認することがある。
- (3) 実施条件
選考に当たっては，実施方法や事業費等について，条件を付す場合がある。
- (4) 選考結果
選考結果は，全ての応募団体に対し文書で通知する。

7 審査基準

【的確性】

- ・ 企画内容が事業目的及び趣旨に沿って組み立てられているか。
- ・ 電気自動車等体験会及びPR冊子の増刷・配布計画の提案は適切か。
- ・ 「屋久島CO2フリーの島づくり」の推進につながる企画提案となっているか。

【実現性】

- ・ 企画内容，スケジュール等からみて適切な実施が可能か。
- ・ 人的体制等の実施体制は，企画内容の遂行に十分なものであるか。

【妥当性】

- ・ 事業費の積算が提案内容に対し妥当なものであるか。

【総合性】

- ・ 企画全体を通じた総合的な評価。

8 契約の締結等

(1) 企画案採択後の協議

企画提案書が採択された応募団体（以下「実施団体」という。）は、県と協議の上、委託業務に係る仕様を確定する。

なお、協議の結果、提案内容・経費の一部を変更する場合がある。

(2) 契約の締結

県と実施団体は、鹿児島県契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

(3) 契約締結の取消し

次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- ① 委託予定事業者が、契約の締結に応じないとき
- ② 委託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実にないおそれがあるとき
- ③ 契約締結までに、本要項3に定める要件を満たさなくなったとき
- ④ その他、委託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能又は不適當となるような事情が生じたとき

9 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で、他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、又は取りやめることができる。

10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書類は、本業務における委託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (3) プロポーザルに係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (4) 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

- (5) 企画提案書類の提出以降、契約締結までの間にこの手続に参加した者が鹿児島県が定める物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年3月28日告示第416号）に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約の締結をしないことがある。この場合において、鹿児島県は一切の損害賠償を負わない。
- (6) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (7) 選定の過程や審査結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき対応する。
- (8) イベントの開催に当たっては、感染症予防対策等について配慮し、適正な実施に努めること。

1 1 問合せ及び応募先

鹿児島県環境林務部環境林務課地球温暖化対策室 担当：楠原
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号鹿児島県庁行政庁舎13階
電話：099-286-2586 FAX：099-286-5539
E-mail：epchikyu@pref.kagoshima.lg.jp